

# 平成 29 年度第 1 回神奈川県における動物愛護施策に関する

## 検討会概要

【傍聴人 2 名】

### 議題

神奈川県における動物愛護管理施策について

(事務局から説明)

動物保護センターの建替えを進めているが、施設面の整備と併せて、よりふさわしい新しい動物愛護の施策を創り上げていく必要がある、様々な立場の関係者の皆様から意見を聴く必要があると考えている。

そこで、本県の動物愛護管理行政をさらに推進するための施策について検討することを目的に、本検討会を設置した。

殺処分ゼロ継続は、関係者の皆様の懸命な活動により支えられている実態もあり、今後も継続するためには、根本的な対策として、動物保護センターに收容される動物を減らす「入口対策」と收容された動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を増やす「出口対策」の充実・強化が必要である。

また、近年、国内で相次いでいる大規模災害の発生を踏まえ、本県における災害時の動物救護対策について、災害時拠点としての施設整備と併せてソフト面の検討が必要である。

そこで、検討会では本県の動物愛護管理施策に関すること、特に、充実・強化が必要な次の項目について検討いただきたい。

- ・ 殺処分ゼロの継続
- ・ 動物愛護精神の普及啓発
- ・ 災害時救護施設の整備
- ・ 動物愛護推進基金（仮称）の創設

動物愛護推進のための基金については、平成 30 年度の設置を想定しているため、11 月 9 日に第 2 回検討会を開催し、11 月中旬に、基金の用途等について、中間報告をいただきたいと考えている。

そして、第 3 回目を年明けに開催し、年度末に最終報告をいただきたいと考えている。

人と動物が幸せに暮らす社会の実現をめざす総合的施策の中で、特に充実・強化が必要なものとして、殺処分ゼロ継続、動物愛護の普及啓発、災害時動物救護及びそれを支える関係団体等との連携を考えている。

殺処分ゼロ継続には、收容される犬猫を減らす対策と飼い主への返還・譲

渡を増やす対策が重要と考える。

前者については、多頭飼育崩壊への対策、動物取扱業の監視指導強化、所有者不明猫（野良猫）対策の強化、動物保護センターでの避妊去勢手術の実施、譲渡動物の避妊・去勢手術の徹底を検討している。

後者については、マイクロチップの装着推進のための飼い犬への装着費用の補助及び登録した動物への県民証発行の他、譲渡の機会の拡大を検討している。

動物愛護の普及啓発については、既存事業である飼い主への普及啓発の促進や県民への普及啓発の充実強化が必要と考えている。

災害時動物救護については、従来から行っている災害時の対応や事前の備えの啓発の充実が必要と考えている。

これらの取り組みを支える関係団体等との連携については、公益社団法人神奈川県獣医師会に負傷等猫の処置を依頼しており、その負担が大きいことから負担軽減策が必要と考える。

ボランティアとの連携についても、その活動の負担軽減が必要と考えている。

（殺処分ゼロ継続について）

委員

動物取扱業の監視指導強化はどのようなものを想定しているか。

事務局

立入調査の頻度を増やすこと等を想定している。

委員

県で動物取扱業者の監視指導を強化する必要があると考えているということとは、動物取扱業者において問題が発生しているという認識なのか。

事務局

現在の動物取扱業者において大きな問題が生じているところはないが、他自治体では問題も生じているため、入口対策の充実のためにも監視指導強化は大切だと考えている。

委員

現在の立入調査の頻度はどの程度か。

動物保護センター

動物取扱業者は約 1,000 施設あり、年間約 300 施設立入調査をしている。

委員

立入調査の頻度を増やせない原因は何か。

動物保護センター

人員数、管轄区域が広いこと等が原因となっている。

今後は業態等に応じて、監視指導の濃淡をつける等の検討が考えられる。

委員

現在の動物取扱業者において問題が生じていないとのことだったが、元ブリーダー等において、多頭飼育崩壊が発生する事例が多々ある。

委員

子猫の收容の問題が大きなものとなっており、地域における所有者不明猫の適正な飼養の理解を得るのが大事だと考える。

認識不足もあってか飼い犬に対して狂犬病予防注射や登録を行わない飼い主もいる。県においても普及啓発が必要と考える。

委員

多頭飼育とは何頭以上を想定しているか。また、多頭飼育者の情報を把握しているか。

事務局

多頭飼育とは、環境省において、概ね 10 頭以上との見解が出ている。

多頭飼育者の情報は把握していない。

そこで、多頭飼育を行う者に対する届出制導入も検討している。

委員

届出制を導入したとしても、届出がされないことも予想されるので、まずは多頭飼育に関する普及啓発が大切ではないかと考える。

#### 事務局

普及啓発も大切だと考えるが、届出制導入と体制整備により、多頭飼育問題の解決につなげていきたいと考える。

#### 委員

動物取扱業の登録をしていないところが多頭飼育崩壊を起こしており、多頭飼育崩壊を起こす飼い主はほとんど狂犬病予防注射、登録をしていない。これら飼い主に対して、告発等の強い対応が必要と考える。

また、多頭飼育に関する情報は市町村に入ることが多いが、市町村と県の密な連携が必要と考える。

#### 委員

多頭飼育崩壊の情報が市町村に入り、火種が小さい時の対応が大切だと考える。ボランティアとの連携も大切と考える。ボランティアの方が飼い主への説得がしやすい時もある。

#### 委員

県は市町村とは連携をとっているのか。

#### 事務局

定期的に会議を行っているが、さらなる連携が必要と考えている。

#### 委員

東京都においては7年前の時点では、立入調査の際に動物取扱業者のランク付けを行い、それに基づき監視指導の濃淡をつけていた。

なお、全国ペット協会等の業界団体においては、適正管理の基準づくりや研修会を行っている。

#### 委員

人と動物の共生社会実現のためには、動物取扱業と協働し、様々な活動に取り組むことが大切だと考える。

よって、「監視指導強化」という上下関係を強調する言葉ではなく、一緒に業界が有する問題を解決してく、という様な穏やかなものにする方がよいと考える。

飼い主向けの講習会などを開催しても、参加されるのは熱心な飼い主さんに偏る傾向にある。あまり興味がない人にも伝えていくには、動物取扱業の方々が日常様々なシーンで接する飼い主に、お店や仕事を通じて伝えていくことが

有効と考える。

(動物愛護の普及啓発について)

委員

先日、鎌倉市で開催された動物愛護のつどいで、子ども向けの紙芝居を行った。そこでは、児童によるペットの絵画の展示も行われていた。県でもこうした取組みを参考にして、動物保護センターに収容された犬猫の写生を小学生にやってもらい、動物保護センター内に掲示することで、動物保護センターへの理解につながると考える。

委員

非常に重要な取組みと考えるが、現在、小学校の授業時間の都合上、外部での授業は難しくなっているため、行うのであれば動物保護センターの近くの小学校への呼びかけ等の工夫が必要と考える。

委員

先日、都内のデパートの催事場において300頭の猫の譲渡会が開催された。人が多く集まり、報道等でも取り上げられたことなどから非常に盛況で、10時から16時まで2日間開催されたが、新しい飼い主希望の方への整理券が両日とも11時に配布終了となり、160頭が譲渡の話につながった。このようなイベントを活用すれば、動物保護センターからの譲渡を増やすことができると思う。

委員

譲渡については、動物取扱業者を利用する方法もある。例えば毎年開催される動物取扱責任者研修で動物取扱業者に対して協力を呼びかければ、ペットショップにおいても3割ほどが保護犬猫の展示等に協力すると思われる。

(災害時動物救護について)

委員

現在、国においてペットの災害対策に係るガイドラインの見直しが行われている。見直しには厚生労働省、内閣府もオブザーバーとして関わっている。これはペットの災害対策は動物のみならず飼い主支援につながるという考えからである。

以前のガイドライン発表後、多くの飼い主にとってはペットの同行避難等は当たり前権利だというように捉えられ、自治体は何でも支援を用意し、それが受けられる、と飼い主に誤解を与えてしまい、その後生じた震災等でトラブ

ルとなることもあった。

まずは自助、共助が原則だという認識を周知することが大切だと考える。

また、同行避難の説明に当たっては、避難所の公衆衛生や、ペットの有無によって居住区域を分離する必要性等を論理的に説明する必要があると考える。

委員

自分は新しい飼い主へ犬猫を譲渡する際には災害時対策についてもレクチャーするが、レクチャーしていないボランティアもいる。

レクチャーするようボランティアに徹底させることも大切だと考える。

委員

災害時対策は初動対応がかなり難しい。神奈川県においては、どこが主体となるのか。

事務局

神奈川県が主体である。

委員

主体者がしっかりと陣頭指揮を執ることが大切だと考える。

国、地方自治体との役割分担や、各地域における連携体制構築も重要である。

特に離れた地域間での連携体制構築が大切である。物流の肝となる所とうまく連携が取れるとよい。

動物取扱責任者研修時に動物取扱業者に対して連携を呼びかけてもよいと考える。

(動物愛護推進基金(仮称)について)

事務局

県では、新しい動物保護センターの開設とあわせて、動物愛護の取組みの充実・強化を図るべく検討を進めている。

これには、公益社団法人神奈川県獣医師会をはじめとする関係団体やボランティア等との連携・協力が不可欠であると考えており、当初はボランティア支援のための基金創設を検討していた。

これについては、事前に委員の皆様にも照会させていただいたところだが、反対意見があったので、修正した。

関係団体等が行う県の動物愛護行政の推進に貢献する活動や、県が行う動物愛護の取組みの充実に対して充てるための基金を創設し、寄附を募り、寄附の額に応じて活動の充実を図ることを目的とすることを検討している。

基金の使途の案としては、治癒した負傷等猫を含む保護犬猫の飼養管理、保護犬の散歩、保護犬猫の馴化、アニマルセラピー、ミュージカル等の普及啓発、動物保護センターでの保護動物の長期飼養管理、所有者不明猫の不妊・去勢手術等を考えている。

## 委員

このタイミングでの基金創設には反対である。

現在、建設基金の寄附集めも予定の金額が集まっていない状態である。職員が頑張っているのは分かっており、私も応援はしているが、批判ではないが、現状、県で寄附金集めをしているがうまくいっていない。

この現状で、また寄附を集めるというのは、本来、動物保護センターは動物を管理するところであって、こちらをもっと練らないといけないのに、またこのタイミングで寄附集めをするのは疑問である。

5年前に犬の殺処分がゼロになった時に、これからスタートであり、動物保護センターの運用をしっかりとしないとゼロを継続できないと職員には伝えていた。

殺処分ゼロがきっかけで建替えが議会で決まるくらい進んだのはよいが、この5年間で動物保護センターが新しいことをやっているというのは特別感じられない。

譲渡推進も始まったが、ほとんど進んでいない状態である。犬も手術を動物保護センターでできていない状態である。

寄附集めに労力と時間を使う前に、入口・出口対策等、他にやるべきことがたくさんある。

基金の使途のメニュー案については、動物保護センターの保護動物のためになるものがよいと考える。

そのため、アニマルセラピーは人を癒すことが主たる目的であるので反対である。人を癒すのは別の業界の話である。

啓発の一つとしてのミュージカルは、県が団体に委託することになり、この費用を支援するということだが、そこまでして啓発活動にお金を使う必要があるのかと思う。

動物愛護の基金であれば、基本的には動物に直結したものに使われる内容にしないと、余計な問題が発生する可能性がある。

## 事務局

現在、ふるさと納税等により寄附の土壌ができてはじめている。その土壌を活用し、無理のない範囲で寄附を募っていきたいと考えている。

#### 委員

先日、かながわキンタロウブックキフに申し込んだが、約束の時間になっても来ないので、問合せ先に電話したら「現在使われていません」とのアナウンスが流れた。県は事業をやりっ放しにする傾向があることが気がかりである。

#### 事務局

御指摘のようなことはあってはならないことだと思う。今後、事業を進める上では十分に気をつけていく。

#### 委員

現在、県は保護犬猫の譲渡を行うボランティアへ、1頭当たり飼養管理費1万円を上限に補助しているが、補助金目当ての安易な引出し、譲渡が気がかりである。

他県においては、飼養管理費1万円に加えて、避妊去勢手術を行う場合には、実費の額にかかわらず、2,3万円の単位での補助金が出されており、問題となった。

現在の補助金制度について、金額が明確に分かる獣医療費に限定する等、改善が必要と考える。

#### 委員

動物を100頭以上引き取っており、獣医療費は年間800万円を超えているが、現行の補助金はすぐにやめていただきたい。

乳飲み猫と40キロを超える犬に対する補助金が一律1万円の上限額なのはいかがかと思う。

さらに年齢の差や骨折していたり等、掌に乗る猫が同じというのはおかしいと考える。細かくは難しくても、乳飲み猫、傷病猫、成猫、中型犬、大型犬と金額を変えるべきだと思う。乳飲み猫は2,000円、小型犬は5,000円、成猫の傷病は1万円等、補助金から先にきっちり改正していただきたい。

補助金は獣医療費に限定し、飼料費、生活用品費についてはボランティア負担とすべきである。自身で飼料費、生活用品費が工面できない活動はボランティアとは言えない。ボランティアはそもそも自分がやりたくてやるべきものであり、お金、補助金が欲しいというのだったらボランティアを名乗るべきではない。

お金がないとできないなら、できないでよい。

ボランティアに直接現金が行くのは今後、問題になると考える。獣医師に申請しておいて、獣医師に県からお金が行くのがよい。

ミュージカルやアニマルセラピー等にも補助金を払うとなると選別が難しく

なる。よって、動物に直接つながるものにだけお金を集めるようにするならば賛同できると思う。

委員

ボランティアのお二人は条件付きならば基金創設に賛成という立場か。

委員

今、現在は基金創設に反対である。

まず、現状の補助金を見直して欲しい。

そして、入口対策・出口対策をしっかりとって欲しい。

委員

実際は乳飲み猫であっても多額の飼養管理費がかかることもあるため、基本的に段階があっても良いが、獣医療費は一律で上額を設けていただけるとありがたい。

委員

基金のルールを明確にすれば、税金以外の原資獲得策として基金創設は悪いことではないと考える。動物を飼育していない人や苦手な人にとってみれば、税金を動物を飼育している一部の者のため、あるいは動物のために使われることは理解が得られにくいですが、寄附であれば寄附者が趣旨に共感し賛助することとなるので、理解が得られると考える。

また、獣医療費や繁殖制限処置費用に、と使用目的を指定したルールを設ければ、寄附をする側にとって、用途が限定されていることで寄附しやすくなるのではないかと考える。

委員

補助金については、他自治体の取組みを参考にするのもよいのではないかと考える。

寄附については、寄附額の多寡ではなく、思いに賛同してもらうことが大切と考える。

委員

基金の名称は、「人と動物の共生推進基金」、「動物福祉推進基金」など「動物愛護」にとらわれない名称がよいと考える。

#### 委員

基金について、皆さんの意見をまとめると、基本的には条件さえ整えば反対はしないという御意見だったと思う。

本日で結論は出ないが、寄附を募り、使う際には、一律いくらではなく、相手の状況等をふまえて段階的にあるいは獣医療費限定にする等、いくつかの方法を取るべきという意見だったと思う。

(その他)

#### 委員

「殺処分ゼロ」という表現を「致死処分ゼロ、致死処置ゼロ」というやわらかい表現にすることが妥当と考える。有害鳥獣に対してでさえ、「殺処分」ではなく「駆除」という表現を用いている。

#### 委員

マイクロチップの登録情報と狂犬病予防法に基づく畜犬登録情報の一元化が望まれる。

#### 委員

ペットの火葬を公共施設で行っているのであれば、火葬方法ごとに料金に差をつけることで収入を得られるのではないかと考えるが、動物保護センターではどのように火葬を行っているのか。

#### 動物保護センター

専門の業者に委託している。

#### 事務局

本日は、たくさんの貴重なご意見をありがとうございました。

いただいたご意見を整理し、11月9日開催の第2回検討会にお示しします。

そして、第2回目までの結果をふまえて、11月中旬に検討会から県への中間報告について調整したいと考えております。

その後、年明けに第3回目を行い、年度末には検討会から県への最終報告について、調整したいと考えております。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上